

94年1月11日付「市民会議」と「日本共産党茨木市会議員団」の国際文化公園都市特定土地区画整理事業事業計画に対する意見書（大阪府知事経由建設大臣宛）及び94年7月15日付建設大臣（野坂浩賢）回答通知—その後94年9月国認可）

（意見書趣旨と内容要旨及び建設大臣通知要旨）

◎意見書趣旨

計画は必ず破たんする。計画に反対であり、抜本的な見直しが必要である。

①意見書内容要旨—「事業採算性が危ぶまれ、ひいてはまちづくりや地元地方公共団体の行財政に重大な支障となることは必至である」

建設大臣回答—資金計画書の内容は適正なものと認められる。

②意見書内容要旨—「誘致施設用地として、国際文化施設地区と施設導入地区が計画されているが、いずれも誘致の見通しが立っていない」

建設大臣回答—複合都市機能の形成、定住性豊かな住機能を確保するために適切なものと認められる。

③意見書内容要旨—「開発地域の7.7%を占める個人地権者所有の一般住宅用地の土地利用が明確でない」

建設大臣回答—直ちに不適切とはいえない。

④意見書内容要旨—「本事業の主な財源は公団の保留地処分金であるが、保留地の予定価格（㎡あたり予定単価＝約25万円）は近傍の宅地の公示価格や地価の動向から見て根拠がない」

建設大臣回答—保留地の予定価格は不動産鑑定士による鑑定調査によって、算定されたものであり、適正なものと認められる。

⑤意見書内容要旨—「開発地域は貴重な動植物の生息が確認されている地域である」

建設大臣回答—公園・緑地を系統的に配置した事業計画になっている。

以 上